

令和4年第5回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和4年5月25日（水）午後1時30分から3時12分
2. 開催場所 安芸市役所 二階 会議室
3. 出席農業委員（12人）

会長	1番	内川	昭二
会長職務代理者	2番	野町	亜理
会長職務代理者	3番	大久保	暢夫
	4番	川島	一義
	7番	樋口	なぎさ
	8番	西岡	秀輝
	9番	有澤	節子
	10番	福本	隆憲
	11番	西岡	大作
	12番	山内	芳幸
	13番	栗山	浩和
	14番	小松	豊喜
4. 欠席農業委員（2人）

	5番	千光士	伊勢男
	6番	野村	勉
5. 出席農地利用最適化推進委員（3人）

安芸	渡辺	禎宏
土居	入交	大輔
畑山	小松	光正
6. 傍聴者（1名）
7. 議事日程

報告第1号	農地法第3条の3届出について
報告第2号	農地法第3条許可使用貸借期間変更届出について
議案第3号	農地法第3条許可申請について
議案第4号	農地法第5条第1項許可申請について
議案第5号	農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について
報告第6号	農地中間管理事業法第18条第7項の農用地利用配分計画について
議案第7号	非農地証明願について

議案第 8 号 令和 4 年度農業者年金加入推進活動計画決定
について

その他

8. 農業委員会事務局職員

事務局長	大坪 浩久
事務局次長兼振興係長	北村 博昭
事務局農地係長	弘井 恭介

9. 会議の概要

議長 これより、本日の会議を開きます。

議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。

事務局長 本日の出席状況の報告です。

定数14人、欠席2人、出席数は12人であります。欠席委員5番千光士委員、6番野村委員からは所用のため、欠席の届出が
あっております。11番西岡委員からは遅参の届出が
あっております。

次に、事務の概要報告をいたします。

昨日、5月24日に高知県11市農業委員会協議会が土佐清水市で
開催され、私と内川会長が参加しております。

以上、事務の概要報告を終わります

議長 本定例会の日程は、本日1日限りといたしたいと思いま
すが、これにご異議はありますか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。よって本定例会の日程は、本日1
日と決定いたします。

会議規則第21条第2項の規定により、議事録署名委員に
西岡秀輝委員及び有澤節子委員を指名いたします。

それでは、「報告第1号、農地法第3条の3届出につい
て」、事務局が説明をいたします。

事務局(北村) すみません。説明に入ります前に、送付しました議案書に誤り
が2点ありました。

皆様の机の上に、正誤表を配らせていただいております。

まず1点目は、17ページの申請番号5番の賃借料が全体で
「15,000円」となっておりますが、正しくは「10アール当たり15,
000円」です。

2点目は、24ページの表題が「議案第6号」となっておりま
すが、正しくは「報告第6号」です。

この案件につきましては、高知県農業公社のほうに3月の会議で貸すことを承認いただいております、それが今回転貸されるということで、その報告がっております。その報告ですので、「議案」ではなく「報告」で訂正をお願いします。申し訳ありませんでした。

それでは、説明を行います。

議案書1ページになります。

「報告第1号、農地法第3条の3届出について」ですが、今回は5件届出が出ています。

届出番号1番です。

権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり赤野の15筆で、面積は全部で9,909㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号2番です。

権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり川北の2筆で、面積は全部で746㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号3番です。

権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり川北の4筆で、面積は全部で2,455㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号4番です。

権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり僧津と井ノ口の3筆で、面積は全部で6,086㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

最後に、届出番号5番です。

権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり井ノ口の4筆で、面積は全部で957㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。以上です。

議長

ただいまの「報告第1号について」、質問、意見がございましたらお願いいたします。

(質問、意見等なし)

議長

質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

続きまして、「報告第2号、農地法第3条許可使用貸借期間変更届出について」を議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（北村） 「報告第2号、農地法第3条許可使用貸借期間変更届出について」説明いたします。議案書は4ページです。

今回は、4件の届出が出ています。

届出番号1番です。

貸し手、借り手は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで、伊尾木の21筆です。地目は田と畑で、面積は全部で7,404㎡となっております。

当初は平成24年5月26日から令和4年5月25日まで10年間の使用貸借権の設定がされておりましたが、平成24年5月26日から令和14年5月25日まで20年間の使用貸借期間に変更する契約書の写が提出されたものです。なお、他の条件に変更はありません。

次に、届出番号2番です。

貸し手、借り手は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで、伊尾木の8筆です。地目は田と畑で面積は全部で5,012.61㎡となっております。

当初は平成24年6月1日から令和4年5月31日まで10年間の使用貸借権の設定がされておりましたが、平成24年6月1日から令和14年5月31日まで20年間の使用貸借期間に変更する契約書の写が提出されたものです。なお、他の条件に変更はありません。

次に、届出番号3番です。

貸し手、借り手は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで、穴内の9筆です。地目は田で、面積は全部で3,963㎡となっております。

当初は平成24年6月1日から令和4年5月31日まで10年間の使用貸借権の設定がされておりましたが、平成24年6月1日から令和14年5月31日まで20年間の使用貸借期間に変更する契約書の写が提出されたものです。なお、他の条件に変更はありません。

最後に、届出番号4番です。

貸し手、借り手は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで、川北の15筆です。地目は田と畑で面積は全部で12,338.09㎡となっております。

当初は平成16年5月30日から令和4年5月29日まで18年間の使用貸借権の設定がされておりましたが、平成16年5月30

日から令和10年5月29日まで24年間の使用貸借期間に変更する契約書の写が提出されたものです。なお、他の条件に変更はありません。

以上で説明を終わります。

議長 ただいまの「報告第2号について」、質問、意見等がございましたらお願いいたします。

(質問、意見等なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

続きまして、「議案第3号、農地法第3条許可申請について」を議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(北村) 「議案第3号、農地法第3条許可申請について」説明いたします。

議案書は8ページです。

申請番号1番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり東浜と土居の2筆で、登記地目は田で、面積は955㎡です。

売買による所有権移転の申請で、野菜の作付を予定しております。

所在地につきましては、9ページに地図がございます。

J Aゆず集荷場の北東、土居玉造の津波避難タワーの北東にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は野菜、水稻を栽培しています。今回の申請地には、野菜を作付けする予定がされており、農作業に従事する家族等の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用なしです。

次に、信託引受除外要件につきましては、信託ではありませんので適用なしです。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、野菜、水稻を栽培し、農業を営んでおりまして、農業に従事する予定者がそれぞれ年間300日が2名おります。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、下限面積要件につきましては、取得後の農地面積の合

計が13,431㎡となりまして、下限面積4,000㎡を超えます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転売買でありますので該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地には野菜を栽培する予定がされており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、現地につきましては、東浜は5月16日に大久保暢夫委員、渡辺禎宏委員に、土居は5月11日に福本隆憲委員、野村勉委員、入交大輔に確認していただきました。

以上で説明を終わります。

議長 現地確認委員の報告を大久保暢夫委員と福本隆憲委員、お願いいたします。

3番大久保委員 16日に現地を確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

10番福本委員 11日に現地を確認してきました。報告のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いいたします。

(質問、意見等なし)

議長 別にないようですので、採決をいたします。

「議案第3号、農地法第3条許可申請について」は原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 全員賛成です。

よって、「議案第3号、農地法第3条許可申請について」は原案どおり認め、許可することに決定しました。

続きまして、「議案第4号、農地法第5条第1項許可申請について」を議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(弘井) 「議案第4号の5条申請について」説明いたします。今回は3件の申請が提出されております。

議案書は10ページからご覧ください。

申請番号1番。

譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりです。地目は田、面積は1,161㎡で、転用目的は集合住宅の建築となっております。

場所は11ページに地図を掲載しています。

併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。

場所は、安芸市民体育館の北約240mにある農地となっております。現地確認は5月16日に大久保暢夫委員、渡辺禎宏委員にさせていただいております。

次に、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書をご覧ください。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分はその他の農地にあたると判断しています。理由は、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。

続きまして、2の一般基準についてですが、検討事項①の理由ですが、譲受人は将来の生活設計の充実を図るため、集合住宅（賃貸）建築を検討していたところ、申請地に集合住宅建築の話があったもので、当該申請地は国道の北側で市役所、土佐くろしお鉄道安芸駅も近く、周囲の住宅事情や交通の利便性等から集合住宅の建築に最適と判断したものです。他に適した用地が無いとのことで、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、預金通帳の写し及び融資証明書を確認し、問題ないと判断しております。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実に行われると判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されており、集合住宅用地として転用面積が妥当であると判断しております。

次に、周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側は市道を挟んで宅地及び同意のある農地、南側は高規格道路予定地、西側は市道を挟んで宅地及び雑種地、東側は同意の取れていない農地ですが、被害防除計画が提出されています。

被害防除計画の内容ですが、日照、風通し、排水、土砂の流出等について、集合住宅建築による影響は特にないと提出されております。生活雑排水は2棟分を合流させ敷地中央の合併浄化槽で処理し、西側市道側溝へ排水する。雨水は集水桝を経由し、西側市道側溝へ排水する。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断しております。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地は、都市計画区域内で、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっております。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、

転用計画は許可相当であると判断しております。

あと写真を見ていただいたときに、穴を掘っていたり、重機があったと思います。これは、遺跡の試掘を安芸市教育委員会が委託してやっているということなので、特に許可、申請が必要ということはありません

続きまして、申請番号2番です。

譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりです。地目は田、面積は471㎡で、転用目的は個人住宅の建築です。

場所は12ページに地図を掲載しています。

併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。

場所は、伊尾木保育所の北約160mにある農地です。現地確認は5月11日に内川昭二会長、黒岩榮之委員にさせていただきました。

次に、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書をご覧ください。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第1種農地にあたりと判断しています。理由は、10ヘクタール以上の集団農地であるためです。

続きまして、2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、借人は妻と子ども2人の4人で借家に住んでいるが、津波浸水被害予想地域であるため、また子どもの成長に伴い手狭になってきたため、住宅の新築を計画したもので、申請地周辺は高台で津波被害の恐れがなく、子どもの保育園や学校も近いため、土地を探したが見つかりませんでした。そこで、申請地の所有者である父から申請地に住宅を建築するよう勧められ当該土地を選定したもので、他に適した用地が無いとのことで、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、融資証明書の写しを確認し、問題はないと判断しております。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実にされると判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されており、転用面積が妥当であると判断しております。

次に、周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側は同意のある農地、西側は山林、東側は市道を挟んで同意のある農地、南側貸人所有の農地です。南側の土地ですが、こちらのほうに土を入れているようで、そちらは始末書が提出されております。横の家用に使うのに隣の土地に置いている。次に、生活排水についてですが、浄化槽で処理後、東側側溝へ、雨水は建物、舗装部分は東側側溝へ排水、砂利、芝生敷き部分は自然浸透させる計画です。これらことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断し

ております。なお、伊尾木岡台土地改良区からは当該転用事業について異議がない旨の意見書が提出されています。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地は、都市計画区域外で、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断しております。

次に、申請番号3番です。

譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりです。地目は畑、面積は138㎡で、転用目的は駐車場の整備です。

場所は13ページに地図を掲載しています。

併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。

場所は高台寺集会所の北約30mにある農地です。現地確認は5月13日に大久保暢夫委員、小松昌平委員にさせていただきました。

次に、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書をご覧ください。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分はその他の農地にあたりと判断しています。理由は、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。

続きまして、2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、譲受人は現在、申請地東に隣接する住宅に住んでいるが、駐車スペースが1台分しかなく、近隣に駐車場を探したが見つかりませんでした。譲受人と息子の自家用車と農作業用の軽トラ2台の計4台分停めることのできる土地を探していたところ、申請地を譲っても良いとの話があり選定したもので、他に適した用地が無いとのことで、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、預金通帳の写しを確認し、問題はないと判断いたしました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実にされると判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されており、個人住宅用地として転用面積が妥当であると判断しております。

次に、周辺農地への支障についてですが、当該申請地の周囲には農地は無く、すべて宅地です。生活排水が発生する設備は無く、雨水は自然浸透により処理する計画です。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断しております。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行

地ではありません。

申請地は、都市計画区域外で、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。申請地の南側の道路がかなり狭い道路となっております。東側から入るんですが、そのためにお家のほう、壁を壊して通行するスペースを確保するのこのことを聞いております。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断しております。

説明は、以上です。

議長 現地確認委員の報告を申請番号1番と3番は大久保暢夫委員、
3番大久保委員 1番と3番は、私が報告をいたします。

1番内川委員 1番と3番です。1番は16日、3番は13日に現地に行ってきました。先ほどの説明のとおりです。

議長 申請番号2番です。11日に弘井さんと黒岩さんとで現地を見てきました。申請どおり間違いありません。

議長 それでは審議をお願いいたします。

はい、どうぞ。

4番川島委員 1番ですが、東側の同意がとれてないと。そのために、被害防除計画が出されているということですが、日照についても。

事務局（弘井） 出てます。

4番川島委員 それは、境界から何メートル引くとか、具体的にそういう。

事務局（弘井） 日照については、その住宅が建つことによって影響のある時間というのが、夏至のときと、春と秋にはほとんど影響がない、冬至の期間中は午後3時から4時くらいの1時間くらいは日陰になる場合があるが、その1時間ではハウス内の温度等に影響はないという資料を出していただいております。

日照について影響がないということで、被害防除計画が出ております。

4番川島委員 同意がとれてないということは、同意せんということ。

事務局（弘井） 基本的に転用の申請については、必要な提出書類というのは被害防除計画を出すというのが一番のたてりになります。

ただ隣地の同意があれば、被害防除計画を省略できるようになりますということがあるので。同意書が必ずしも絶対出さないかん書類ということではないです。

ただ被害防除計画を作るより、同意書の取得のほうが労がかからんということでされゆうがですが、同意書が出せないという場合には、被害防除計画が適切な計画でしたら、それで大丈夫ということになります。

4 番川島委員 分かりました。

議長 はい。

2 番野町委員 同じく 1 番ですけど、これ住宅を建てるのに盛土の計画はあるのでしょうか。ひよっと道より下やない。

事務局（弘井） 盛土の計画はあります。

2 番野町委員 土地自体、道より下のようながやけど。

事務局（弘井） 盛土をします。

2 番野町委員 盛土は必要、ちょっと落ちちゅうので。

2 番野町委員 それに関連して、盛土したら建物が高くなるやいか。

事務局（弘井） 盛土して家を建てての日照確認のデータながでしょうか。

2 番野町委員 当然そう。

事務局（弘井） 今現在の日照確認のデータじゃなくって。

2 番野町委員 図面も出てますので、道路と対々のところで。盛土が大体 60センチ。

2 番野町委員 もっとある。

事務局（弘井） （複数発言する者あり）

2 番野町委員 やっぱり、60センチですね。この提出されている図面では。

議長 今までも、そういうふうに盛土して建てるという説明があるときがあったがですよ。土地を道に合わせるように盛土をして住宅を建てるという。

2 番野町委員 その下にも建てちゅうやいか。あそこも盛土しちよったろうか。

2 番野町委員 周りが宅地のときは、そういう日照とかないがよろうけど、例え60センチであろうと、1メートルであっても、建物が建ったら日照が少し違うてくるということが、微妙にね。

事務局（弘井） 日照については、調査をしてくれているので、当然提出している図面、日照についても見てくれている。

2 番野町委員 盛土の件もこれへ盛り込んだほうがえいやないろかなと思うて。

議長 下に道路ができるき、道路のほうが大分高いがやない。高速道路が。

事務局長 東隣のハウスと建物との距離は。

事務局（弘井） 冬の、冬至のときの。

事務局長 その図面はある。

事務局（弘井） それが影響ありませんよということ。

事務局（弘井） それがさっき言うたように、1時間くらいしか影響がないという。

7 番樋口委員 この1時間くらいしか影響がないというのは、農家にはきちんと話しているか。それがお話あつての、承諾しませんという

こと。

事務局（弘井） 土地利用計画や排水計画、日影図などを示して説明はした
ようです。

事務局長 同意があれば、一番良いが。無いにしても、資料をもとに
説明はしている。同意がないからといって不許可ということ
にはならないと。

議 長 それでは採決をいたします。

「議案第4号、農地法第5条第1項許可申請につい
て」は、原案どおり認め、進達することに賛成の方は挙
手をお願いします。

（挙手多数）

議 長 賛成多数です。

よって、「議案第4号、農地法第5条第1項許可申請
について」は原案どおり認め、進達することに決定いた
しました。

続きまして、「議案第5号、農業経営基盤強化促進法
農用地利用集積計画決定について」を議題とし、事務局
が説明をいたします。

事務局（北村） それでは、「議案5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用
集積計画決定について」説明いたします。

議案書は14ページになります。

申請番号1番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり
土居の農地1筆で、地目は田で、面積は全部で1,874㎡です。

ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は2年間で、賃
借料は20万円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、19ページに地図がございします。

J A北支所の南側にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につ
きましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用
集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号2番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載ど
おり川北の農地3筆で、地目は田で、面積は全部で2,754㎡です。

水稻を作付する予定をしており、貸借期間は3年間で、賃
借料は3万円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、19ページに地図がございします。

安芸自動車学校の南側にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号3番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり赤野の農地4筆で、地目は田で、面積は2,563㎡です。

ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は5年間で、賃借料は20万円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、20ページに地図がございます。

東赤野大橋の上段にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号4番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり赤野の農地1筆で、地目は田で、面積は928㎡です。

ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は5年間で、無償で借り受けするため、使用貸借権を新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、20ページに地図がございます。

国道55号の赤野橋の北東にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

これまでのものは、新規の設定になります。これ以降の5番から8番までは、再設定の案件になります。

次に、申請番号5番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の農地1筆で、地目は田で、面積は1,718㎡です。

水稻を栽培する予定をしており、貸借期間は5年間で、賃借料は10アール当たり15,000円の条件で再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、21ページに地図がございます。

井ノ口の葉タバコ共同乾燥場の南側にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号6番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の農地1筆で、地目は田で、面積は1,127㎡です。

賃借料は10アール当たり米7俵代の条件で再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、21ページに地図がございます。

ゆめファーム全農のハウスの南西にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号7番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の農地1筆で、地目は田で、面積は589㎡です。

水稻を栽培する予定をしており、貸借期間は5年間で、賃借料は10アール当たり米1俵代の条件で再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、22ページに地図がございます。

井ノ口の沢ノ平橋の北の圃場整備された一角にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号8番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の農地8筆で、地目は田と畑で、面積は4,059㎡です。

ナスと水稻を栽培する予定をしており、貸借期間は5年間で、無償で借り受けするため、使用貸借権を再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

(発言する者あり)

そしたら、申請番号8番です。現地の写真をお配りして回していただいています。

所在地につきましては、23ページに地図がございます。

井ノ口公民館の北側、2箇所のかたまりがありますけど、そこにある農地になります。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

なお、現地につきましては、申請番号1番は福本隆憲委員、野村勉委員、入交大輔委員に、申請番号2番は樋口なぎさ委員、西岡秀輝委員、中平秀一委員に、申請番号3と4番は栗山浩和委員、長野榮徳委員に、申請番号5から8番は大久保暢夫委員、小松昌平委員に確認していただいております。

以上でございます。

議長 現地確認委員の報告を、申請番号1番は入交大輔委員、申請番号2番は樋口なぎさ委員、申請番号3番と4番は、栗山浩和委員、申請番号5番から8番は大久保暢夫委員に、お願いします。

入交推進委員 申請番号1番です。5月11日に確認してきました。報告のとおりです。

7番樋口委員 申請番号2番です。12日に確認してきました。説明のとおりです。

13番栗山委員 3番と4番です。12日に行ってまいりました。先ほどの報告のとおりです。

3番大久保委員 5番から8番までです。

5番ですけど、先ほど訂正のあった「反当15,000円」ですけど、説明書の方に「8,731円」となってますんで、「合計15,000円」が正解じゃないでしょうか。

それと、その次の6番ですけど、議案書は「米7俵代」とありますが、調査書は「米約6俵代」となっておりますので、これも訂正ではないでしょうか。

13日に現地確認してきました。説明どおりではあります。

事務局（北村） 6番は議案書のとおり「7俵代」です。すみません。調査書の方が誤りです。

5番も調査書の方が誤ってます。出ている計画書は10アールのところに「15,000円」に記載がありますので、議案書の訂正のとおりです。調査書が誤ってます。

2番野町委員 7番の調査書、「水稻の平均が米6俵代」とあるが。

事務局（北村） これも調査書の記載が誤ってます。ナスの平均を使ってます。申し訳ありません。

議長 それでは審議をお願いします。

別にないようですので、採決いたします。

「議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について」は、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長 全員賛成です。

よって、「議案第5号、農業経営基盤強化促進法 農

用地利用集積計画決定について」は、原案どおり決定いたしました。

続きまして、「報告第6号、農地中間管理事業法第18条第7項の農用地利用配分計画について」、事務局が説明をいたします。

事務局（北村） すみません。調査書の方に大分間違いがありまして、次回から気を付けて作成します。申し訳ありません。

議案書24ページになります。

先ほど、正誤表の方でご説明いたしましたが、議案書の方は「議案第6号」となっておりますが、正誤表のとおり正しくは「報告第6号」です。

「報告第6号、農地中間管理事業法第18条第7項の農用地利用配分計画について」説明いたします。

申請番号1番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり川北の農地1筆、地目は田で、面積は全部で3,103㎡です。果樹を作付する予定で、貸借期間は約15年間で、賃借料は10a当たり45,000円の条件で新規設定する計画です。

この件につきましては、3月の定例会で議案として、農地中間管理機構である高知県農業公社に貸し付けることをご審議いただき、ご承認いただきました。このたび、4月18日付けで、高知県知事から借借人が決定したことの通知が届きましたので、報告するものです。

以上でございます。

議長 ただいまの「報告第6号について」、質問、意見等がございましたらお願いします。

（質問、意見等なし）

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

続きまして、「議案第7号、非農地証明願について」を議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（弘井） 「議案第7号、非農地証明願」を説明いたします。議案書は25ページです。

申請番号1番。

申請人、申請地は議案書記載のとおりで、登記簿地目は畑、面積は195㎡となっております。

所在地の地図は26ページに掲載しております。清香園の南東約150mの位置にある農地です。

現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。

現地は昭和41年頃から宅地（住宅の敷地）として利用され現在に至っております。現地の状況及び名寄帳を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断しております。

現地につきましては、5月12日に西岡秀輝委員、樋口なぎさ委員、中平秀一委員に確認していただきました。

次に、申請番号2番です。

申請人、申請地は議案書記載のとおりで、登記簿地目は田、面積は157㎡となっております。

所在地の地図は27ページに掲載しております。土居郵便局の南約210mの位置にある土地です。

現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。

現地は、昭和60年頃に住宅を建築し現在に至っております。現地の状況及び名寄帳を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。

現地につきましては5月11日に福本隆憲委員、野村勉委員、入交大輔委員に確認していただきました。

次に、申請番号3番です。

申請人、申請地は議案書記載のとおりで、登記簿地目は畑、面積は53㎡となっております。

所在地の地図は28ページに掲載しております。土居公民館の西約110mの位置にある土地です。現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。

現地は、平成4年頃に住宅を建築し現在に至っております。現地の状況及び名寄帳を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。

現地につきましては、5月11日に福本隆憲委員、野村勉委員、入交大輔委員に確認していただきました。

次に、申請番号4番です。

申請人、申請地は議案書記載のとおりで、登記簿地目は田、面積は522㎡となっております。

所在地の地図は29ページに掲載しております。

さきに場所の航空写真を見ていただけますか。赤で囲んでます。

場所は、林道奥西川線の大野橋の手前を左に曲がり、四国建設センターが整備している作業道を15分ほど行き、その後、歩いて20分ほど山を登ったところにある土地です。

現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。

この案件の現地確認ですが、5月10日に四国建設センターの方に案内いただき、事務局で事前確認し、写真を撮ってきました。先ほど説明したとおり、お返しした航空写真のでわかりますとおり、申請地が山の中にあり、作業道も4駆でなければ登れず、伐採した枝等が道路をふさいでいるような状況でした。また、車を降りてからも道のないところを20分ほど登らなければならず、委員の皆様のご負担が大きいため、事務局内で協議し、それを後日委員に確認いただいております。その写真を今回付けております。

今後、非農地証明の際に、現地確認が山の中などで困難な場合に限り、同様の取り扱いにしたいと思っておりますので、後ほどよろしくお願いたします。

続きを説明します。

現地は昭和50年頃にスギを植林し現在に至っております。現地のスギの状況などを確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。

現地の状況につきましては5月16日に大久保暢夫委員、小松豊喜委員、小松光正委員に市役所で写真などにより確認していただきました。以上です。

議長 現地確認委員の報告を、申請番号1番は西岡秀輝委員、申請番号2番と3番は福本隆憲委員、申請番号4番は小松豊喜委員、お願いたします。

8番西岡委員 申請番号1番です。先ほどの説明のあったとおりです。

10番福本委員 2番と3番です。11日に現地確認をしてきました。報告のとおりにです。

14番小松委員 4番です。先ほど言われたように、現地の確認はしておりません。写真で現地確認いたしました。報告のとおりにです。

議長 それでは審議をお願いたします。

事務局（弘井） 先ほど説明で言いましたが、今後はこういう行きづらい土地と申しますか、皆さんの負担になるような土地の場合、事務局は必ず一度確認に行き、写真も撮ってきますので、このような形で、写真で判断いただくという形でよろしいでしょうか。

（「賛成」「動画があったら、もっとえいと思う」と呼ぶ者あり）

2番野町委員 いろんな事例の中で、動画があったら審議の際に分かりやすい気がするのです。できない時代ではないので、よろしくお願いたします。

事務局（弘井） はい。

14番小松委員 畑山の場合は多いで。

2 番野町委員

いろいろ工夫して。

議 長

ほかにはないようですので、採決いたします。

「議案第 7 号、非農地証明願について」は、申請どおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長

全員賛成です。

よって、「議案第 7 号、非農地証明願について」は、申請どおり認定することに決定いたしました。

続きまして、「議案第 8 号、令和 4 年度農業者年金加入推進活動計画決定について」を議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（北村）

「議案第 8 号、令和 4 年度農業者年金加入推進活動計画決定について」説明いたします。

議案書は 30 ページになります。

全体的に昨年度と同じような計画を予定しております。

1 番目の今年度の加入目標は 6 人で、そのうち 5 人を 20 歳から 39 歳までの農業者の加入を目標としております。女性は 2 人を目標としております。

2 番目の推進体制につきましては、農業委員 1 人と農業委員会職員 1 人の計 2 人が推進班となります。

3 番目の加入対象名簿につきましては 19 名登載しております。

4 番目の加入推進強化月間につきましては、8 月から 10 月までを設定してございまして、5 番目の計画どおり戸別訪問の実施を計画しております。

6 番目の加入推進対策会議及び研修会の実施計画につきましては、まず本日の定例会で今年度の活動計画を承認いただきまして、昨年度は実施していないということですが、11 月の農業委員会定例会終了後に農業者年金制度の勉強会を開催したいと考えております。

7 番目の加入対象者に対する説明会等の実施につきましては、11 月に年金相談会、12 月の青色申告会開催前後での制度説明を予定しております。

8 番目の広報普及活動としまして、今年度も引き続き広報あき 6 月号に現況届の提出依頼とともに加入 PR 文を掲載する予定です。

また、農業委員会窓口での推進チラシの設置や加入対象者に対してのパンフレット送付も予定しております。

農業者年金につきましては、加入者数を増加させることも大切なことだとは思っておりますが、農家の皆さんに広く制度を

周知することが最も大切ですので、委員の皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。

説明は、以上になります。

議長

それでは審議をお願いします。

別になければ、採決いたします。

「議案第8号、令和4年度農業者年金加入推進活動計画決定について」は、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員賛成です。

「議案第8号、令和4年度農業者年金加入推進活動計画決定について」は、原案どおり決定いたしました。

以上で、議案審議は終了いたしました。

それでは、その他の件について、事務局から説明いたします。

事務局（北村）

まず、連絡事項です。来月、6月の定例会は28日の火曜日の予定ですので、よろしく申し上げます。

次に、本日追加配布させていただいた「最適化活動の目標の設定」についての報告です。

先月ご承認いただいて高知県農業会議に確認いただき、2点修正がありました。

1点目は、農地の集積の目標を高知県の目標に合わせることになりましたので、目標の年度は「令和13年度」、目標数値はちょっと下がって「58%」、逆に下がる数値になりますが、そのように修正となりました。

2点目は、活動目標の中で「未定」としていた新規参入の取り組みの時期を「農林課参加予定の移住相談会」を入れました。

「未定」とするのではなく、具体的に書くようにとされましたので、実際今行っているものを活用してということで入れております。相談会はリモートで参加予定ということです。

私からの報告は以上です。

事務局（弘井）

本日配布のクリップ止めのもの、今まで皆さんに書いていただいていた「活動記録簿」、今年の4月からはこのような形でやるように、農業会議が出している本のコピーを皆さんに回しています。

1枚目が活動報告一覧、農業や農地に関することを何かしたとき、この一覧に当てはめて記録簿に記録していただくこととなります。今日の会の出席でしたら、この一覧では1の1総会、研修会の出席となります。よく前から言ってます農地パトロー

ルは3の①遊休農地の発生防止・解消の①現地確認のイ、利用状況調査以外の現地確認で、7、8月にやっている利用状況調査については、3の1のアになります。

A3の二つ折りの用紙に「見たこと聞いたことをどんどん記帳しましょう」とあります。書いていることは今まで言っていたことに似ていますが、農業委員・推進委員の皆さんは日々の営農活動や生活の一場面が農地利用最適化に結び付く場合がありますので、移動状況での農地の確認や仲間の農家等に声をかけること、こういうものは今まで意識されてなかったかもしれませんが、これからはこういう活動についても記帳してくださいということです。こういうことしたら、こういうものに当てはまるということを書いています。その裏ともう一枚は記入例です。例えば、農地パトロールについては、移動中に荒れている農地がないか確認した場合は3の1の二にあたりますということです。農地の所有者から相談があったら、2の1になりますよという形です。

今までは、日を書いて、○とか△とかしるしを付けたりするだけだったものが記録が必要となり、負担が増えると思いますがメモをしておいていただいて、記載例のように書いていただきたいと思います。1枚で4回ですので、これを4月からお願いいたします。最初は、事前に連絡いただいたら事務局で聞き取りなど対応するようにしたいと思います。

先月の目標のところになりましたが、「月6日の活動」というのがあり、それ以上でないと、切れたら補助が認められない。ペナルティがあります。全く活動がなかった委員がいるとか。厳しい基準が設けられる。

事務局長 入院したりとか、やむを得ない事情がある場合は当然ありうるんですが。

(発言する者あり)

事務局(弘井) 記載は、例を見て工夫して対応をお願いします。
用紙はコピーを配布して記入いただくことで構いませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

事務局長 本日配布した資料、先月言っていました農林課の人員体制と業務分担と、今年度の主な事業を載せてあります。

令和4年度から係の編成が、農業振興係、林業振興係、農林業土木係という3係に変わっています。今までは、園芸と農政が一緒に分かりづらかったですけど、農業と林業と分けるということで、市民にとっても業務も非常に分かりやすくなったと思います。農林業土木は豪雨災害への対応とか、改良区等の諸

団体と連携して農林業施設の長寿命化など図っていききたいということで、係の編成をしています。

一枚めくっていただきますと、配置図がございますので参考にさせていただきたいと思います。

それ以降、3係の主要事業の概要です。その中、知っておいていただいきたい箇所について説明いたします。

今年度、「農業振興地域整備計画」、本来5年ないし10年ごとに見直しをしていますが、今年は全体の見直しをしたいと思っています。遅くとも今年中に農振、農用地はこういうふうになりますと地図で色分けして見えるような形でお示ししたいと思っています。

次に、「人・農地プラン」、東川地区と畑山地区は農地の半分の面積を所有・管理する方との話し合いとか、アンケートの回収が広すぎてできませんでしたので、細分化、例えば小分けにしておいて達成にもっていききたいと考えています。

一番振興係で大事なものは「新規就農推進事業」ですが、国の補助制度が大きく変わり、令和4年度から非常に複雑になっております。昨年度までやっていた先進的な農家さんのもとで2年間研修をすとか、法人とか農家さんのところで雇ってもらう農の雇用、親元へ就農すると補助金がもらえるとか、大きなくくりとしては存続しております。

この事業には力を入れておりますので、ご相談を受けた場合は、樋口もしくは小松晃までつないでいただきたいと思います。

次に3ページ。「園芸用ハウス整備事業」、中ほどに補助率と限度額、これが変わってます。例えば、軒高のハウスを建てたら、上限が1,000万円から1,100万円に変わってますし、新規就農者では700万円が800万円に変わってます。資材が高騰していることなどからと思います。ただ、補助要件として環境測定装置を入れるという条件が追加されています。担当の小松晃または最寄りの農協支所に相談いただけたらと思います。

次に、5ページの一番下。「ゆず振興対策事業」です。ゆずの苗木購入は10分の10の補助金を出しております。ただ苗木1本につき1,000円以内で10万円を上限にしております。そろそろ改植したいという方や、新しい農地にゆずの苗木を植えたい方は申請をしていただきたいと思います。担当は久川です。

6、7ページは農林業土木ですが、農業用施設の長寿命化、受益者の共同作業意識の高揚を図るために、施設の管理修繕にあたり、予算に範囲内で資材の支給を行う、材料支給というものがあります。多面的機能支払交付金とか、中山間地域直接支

払事業を受け取るところのエリアについては素直に出すことはできませんが、道路の舗装をしたいとか、壊れた水路を3面張りの水路に変えたいとかいうご相談がありましたら、材料支給で一定はお出しできますので、ご相談いただきたいと思います。

8ページ、「鳥獣被害緊急対策事業」、農地を囲う資材を支給しております。シカ用のネットでしたら12分の11です。ただネットもピンからキリまであり、上限単価がありますのでご注意ください。有害鳥獣、特にシカは増えてますので、狩猟免許を取得される方には登録費用等を補助してます。こちらは、担当は梶原です。

その他担当と事業内容を入れてありますので、ご相談いただきたいと思います。

議 長

以上で、本日の定例会日程はすべて、終了しました。

この議事録は事実と相違ないので、農業委員会会議規則第21条第2項の規定により署名、押印する。

令和4年6月28日

安芸市農業委員会
会 長

会議録署名委員

会議録署名委員